

今後の進め方についての提案

2013年2月25日

政策研究大学院大学 大田弘子

1. 3年間の「規制改革計画」を策定してはどうか

- ・3年間でこれまで解決できなかった重要な規制事項の決着をつけることとし、年内に政府として「規制改革計画」を策定してはどうか
- ・毎年6月の「成長戦略」あるいは「骨太方針」に当該年度の方針を掲げ、年末に答申するという1年単位の取り組みでPDCAを行ってはどうか
- ・2013年については、6月までに今後の取組方針の大枠を示す「暫定版規制改革計画」を策定してはどうか

2. 今後の進め方として次の点を確認してはどうか

- ・改革する規制の「数」を稼ぐのではなく、成長や雇用創出のボトルネックとなっている重要かつ解決困難な規制にしぼりこむ
- ・提言は、事務局ではなく委員が執筆する
- ・議事概要は、原則として開催の1週間以内に発表する。各委員のチェックは締切日までに返信がない場合は了解とみなす
- ・WGにおける専門委員の候補者選定、開催、提言等は、各WGの座長のイニシアティブで行う
- ・本会議を機動的に進めるために、議長・議長代理・WG座長による「運営チーム」を設置してはどうか

3. “岩盤規制”への取組み方について

- ・6月までに2つ程度、年間3~4のペースで取り組んではどうか。6月までに決着がつかない場合は、結論を出す時期を明記する
- ・すでに豊富な議論の蓄積があるので、賛否両論を整理し、改革の進め方を練ったうえで、議論にはいってはどうか
- ・規制改革によって目指すべき姿を明らかにし、全体パッケージのなかで個々の規制事項を取り上げ、事後的チェックの強化や条件整備とあわせて提言する必要がある

4. 法律に基づかず通達や行政指導による規制

- ・原則廃止する措置を6月までに徹底し、残すべき規制があるとすればその妥当性を規制改革会議で説明・了承されるべきではないか

5. 即断即決で解決すべき規制のためのホットライン設置

- ・技術変化等に対応しないまま放置されている規制については、大臣直轄で解決していただくべく、規制の弊害についての現場からの要請を受け付けるホットライン“稲田ライン”を設置してはどうか
- ・すぐに実態を調査して解決し、迅速な解決が困難な場合は該当するWGにつなぐ

以上